

**【商品概要説明書】****パ ー ト ナ ー 定 期**

(平成29年4月1日現在適用中)

1. 商品名	パートナー定期
2. 販売対象	・当行の預金口座へ給与振込をされている方
3. 期間・継続回数	・預入期間1年ものの自動継続式スーパー定期(利払式)とします。 ただし、継続の回数は9回を限度とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・100円以上1,000万円以下(預入限度額・1人1,000万円) ・1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・預入時の店頭表示(300万円未満と300万円以上の2段階で金額階層別金利を設定)利率に、0.10%上乗せした利率を満期日まで適用します。(固定金利) ・自動継続時にも、店頭に表示するこの定期預金利率に、0.10%上乗せした利率を適用します。ただし、金融情勢等によっては、上乗利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。この場合は、当行ホームページ等でお知らせします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・金額1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	—

<b>11. 権利行使上の制限</b> <b>・ 中途解約の制限</b>	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表 13. の中途解約利率を適用します。
<b>12. 想定されるリスク</b>	——
<b>13. 中途解約時の取扱い</b>	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が 6 ヶ月未満の場合……………解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合……………約定利率 × 50%</li> </ul>
<b>14. その他参考となる事項</b>	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
<b>15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口</b>	・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡中央銀行             <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 お客様相談窓口</li> <li>【電話番号】 0120-700-858</li> <li>【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</li> <li>【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. ip</li> </ul> </li> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関）             <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 全国銀行協会相談室</li> <li>【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）</li> <li>【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）</li> </ul> </li> </ul>